

災害ごみ持ち込み宣誓書

下記の事項を遵守し、災害ごみを場内に持ち込みます。

- 1 令和8年8月27日に発生した大雨による災害ごみのみ場内に持ち込みます。
- 2 持ち込みする災害ごみは、羽咋市が指定する災害ごみの分別ルールのとおり、分別します。

令和8年 月 日

羽咋市長 あて

宣誓(持ち込み)する者(太枠内を記入)

氏 名 (中小企業等の場合は名称・代表者名・持ち込み者名)		
災害ごみの発生場所	羽咋市	
連 絡 先		
【ごみの種類】	☐家電 ☐金属くず ☐壁材 ☐ガラス、陶器くず ☐可燃粗大ごみ ☐コンクリート ☐瓦 ☐畳 ☐土砂がれき	
【受付時チェック】 身分証明書	☐ 免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ ボランティア証 ☐ その他()	

- ◆事業者は下記事項の確認を行い、左側のチェック欄に「✓」を入れてください。
下記に該当する中小企業等は、一般家庭から発生した災害ごみと性状が同じものに限り
仮置場に持ち込むことができます。産業廃棄物となるものは持ち込みできません。

チェック欄	中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第 1 項各号の規定による中 小企業に該当します。 (宗教法人、医療法人、一般財団法人等において、医療を主たる事業とする法人は従業員 数が 300 人以下、その他の法人は従業員数が 100 人以下のものは中小企業等とみなしま す。)
-------	--